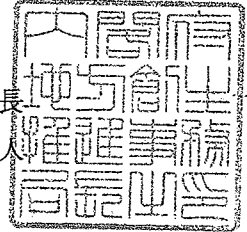


府地事第1129号
平成29年9月11日

行政文書不開示決定通知書

NPO 法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

内閣府地方創生推進事務局長
河村 正人



平成29年7月12日付けで受け付けました行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

1. 開示請求のあった行政文書の名称等

国家戦略特別区域諮問会議 第1回～第30回の議事録（内閣府ウェブサイト掲載分を除く）

2. 不開示とした部分及びその理由

（該当する条文）法第5条第5号

（理由）当該文書の公表により、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、国家戦略特別区域諮問会議運営規則においては、会議の終了後、速やかに議事要旨を作成し公表するものとし、議事録は会議終了後4年を経過した後に公表と定めているため。

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取り消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3. 担当課室等

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39
永田町合同庁舎 7階 内閣府地方創生推進事務局
TEL : 03-5510-2173（直通）